

投資助言に係る契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお客さまにお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 FOREX EXCHANGE 株式会社

住所 〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-8 YH ビル 5 階

金融商品取引業者

FOREX EXCHANGE 株式会社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は以下のとおりです。

FOREX EXCHANGE 株式会社 登録番号: 関東財務局長(金商) 第 293 号

投資顧問契約の概要

- (1) 本投資顧問契約は、「お客さま」と「FOREX EXCHANGE 株式会社（以下「当社」といいます）」の間で締結され、お客さまに対して当社が有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行います。
- (2) 当社の助言に基づいて、お客さまが投資を行った成果はすべてお客さまに帰属します。当社の助言はお客さまを拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客さまに損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

I 報酬等について

(1) 投資顧問契約による報酬

当社は、助言用口座、または所定の「助言を受けるためのグループ変更の設定」をしていただいた上で、対象となる EA を設置し、自動売買取引を開始することで助言を行います。

助言報酬は、EA ごとに異なり、対象取引の新規建玉の約定時に発生し、1,000 通貨あたり 1 円～20 円（消費税込）です。決済時にお客さまの取引口座の証拠金よりスプレッドとは別に徴収させていただきます。また、助言用口座、およびこの助言を受けるためのグループ設定が有効になっている状態の口座で行う取引に関しましては、自動売買取引、裁量取引の区別なく当社へお支払いただきます。

(2) 投資顧問契約による報酬が発生しない場合

①助言用口座以外の口座、または上記(1)の設定を行わない口座での取引に対する報酬は発生いたしません。また、稼働中の EA を停止（削除）し、一度行ったグループ設定を再び「助言を受けないグループ」へ変更した後の取引には、報酬は発生いたしません。

②助言用口座、または上記(1)の設定が有効な場合であっても、証拠金不足等により新規建玉が約定しなかった場合は、報酬は発生いたしません。

II デリバティブ取引に係るリスク

(1) 外国為替の価格変動リスク

価格の変動により、投資元本を割り込むことがあります。

(2) 流動性リスク

流動性の低い時間帯あるいは通貨での取引は、通常よりも不利なレートを提示せざるを得ない可能性やレートの提示が困難になる可能性があり、お客さまが保有するポジションの決済や新規建玉が困難となる可能性があります。

(3) 金利変動リスク

通貨の金利の交換による金利差の調整分として、スワップポイントの受払いが発生します。原則、高金利通貨の売ポジションを保有している場合、金利差相当額を支払うことになるため、損失が生じる可能性があります。また、市場金利の変化に応じて、受払いの方向が逆転する可能性もあることや、売ポジションと買ポジションの双方のスワップポイントが支払いとなる可能性があります。

(4) レバレッジ効果リスク

デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、生じる損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

(5) 信用リスク

当社の提供するデリバティブ取引は、お客さまと当社との相対取引であり、当社の信用状況によってはお客さまが損失を被る可能性があります。また、当社がカバー取引を行えなかった場合には、お客さまの取引も不可能になる可能性があります。さらに、その際に相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

(6) スリッページリスク

レートの変動により、実際の約定価格が取引画面の提示レートまたはお客さまの指定したレートとは同一にならない場合があります。特に大きな数量の注文の場合、当社のカバー取引の実現性により、不利なレートで約定する可能性が高くなるとともに取引自体が未約定となる可能性があります。

(7) ロスカットに関するリスク

当社の提供するデリバティブ取引は、有効証拠金が必要証拠金の75%以下となった時点で、保有する全建玉を強制的に決済します。ロスカット注文や他の注文が殺到した場合、約定処理に時間を要す場合があります。本来執行すべきレートよりもお客さまにとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のないレートで約定する場合があります。また、有効なレートが配信されていない場合などロスカット処理に時間を要し、お客さまの意図しない損失が発生する可能性があります。お客さまが預け入れた証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

(8) 電子（オンライン）取引に関するリスク

お客さまが売買注文の入力を誤った場合、またはシステム売買においてお客さまが数値の入力や自動売買プログラムの選択等を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。また、当社もしくはお客さまの通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間に亘って取引が出来ない、あるいは注文が遅延や拒絶される可能性があります。さらに、電子認証に用い

られるログイン ID・パスワード等の情報が、窃盗・盗聴等により洩れた場合、その情報を第三者が悪用する事でお客さまに何らかの損失が発生する可能性があります。

(9) 税制および制度変更のリスク

将来、店頭デリバティブ取引に係る税制および関連法規の変更等により、お客さまが従来行っている取引条件よりも不利な条件でのお取引となる可能性があります。

(10) その他の注意点

①システム売買をご利用の際は、万一当社のシステム障害が発生した場合でも注文プログラムの執行

などに関しては責任を負いかねますことを予めご了承下さい。また、お客さま自らプログラミングを行った、もしくはプログラミングを行っていない自動売買ソフトを利用するにあたり、それらで発生する不測の障害やリスクが生じる可能性があります。それらで生じた一切の損害について、当社が責任を負わないことを予めご了承下さい。

②店頭デリバティブ取引等各種取引や市場における取引参加者等で構成されている自主規制団体が定めた倫理・行動規範等では、電子取引の特性または制御不可能な事象（実際の市場と乖離した提示価格の出現等）を悪用した取引で不当な利益を得る操作、または取引を行うことを禁じております。当社としてはお客さまに対してもこの倫理・行動規範の遵守をお願い申し上げます。

③上記に関連して、当カバー先金融機関より当社に提供された取引価格並びに情報データの不正確または誤り（バッドティックまたはバグデータ）の発生を理由とした当該価格またはデータに基づく約定成立は、価格訂正または約定が取り消される場合がございます。この場合、当該約定の価格変更または約定取り消しによるお客さまの損失または機会利益の逸失が生じる可能性があります。

※ 上記に記載したリスクは、店頭デリバティブ取引に伴う一般的なリスクであり、お取引で生じるすべてのリスクを網羅したものではありません。

Ⅲ助言としての自動売買に関する注意喚起

(1) 当社が提供する EA の運用実績やテスト結果については、あくまで過去の実績や参考データであり、将来の利益を示唆・保証するものではありません。

(2) EA による自動売買は短期間で大量の取引が可能のため、プログラムの誤作動、設定の誤りおよび複数の同時起動等により不測の損害を被るおそれがあり、裁量取引と比較してお客さまに発生する損害がより大きくなる場合があります。

(3) EA は独自のロジックにより指値注文や逆指値注文を決定しているため、EA 稼働中に行った裁量取引によって取引条件が変更となり、EA が想定外の取引をする可能性があります。

(4) 当社が提供し、お客さまがご利用中の EA であっても、事前のテスト結果とは明らかに異なる運用成績もしくは挙動が継続しており、提供およびご利用は望ましくないと当社が判断した場合は、その EA の提供および利用を中止することがあります。

(5) EA による取引の結果、当社やそのカバー先が管理するサーバー等に対して過剰な負荷または障害を与える可能性がある場合は、事前の通知なくお客さまの取引や、取引シス

テムへのログインを停止させていただく場合があります。

IVクーリング・オフの適用

投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1)クーリング・オフ期間内の契約の解除

①お客さまは、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面もしくは電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

②契約の解除日は、お客さまがその書面を発した日もしくは電磁的記録を発出した時刻に属する日となります。書面の郵送等による契約解除も可能ですが、民法の規定により契約の解除日は到達日となります。

③契約の解除に伴う助言報酬の清算は、次の通りとなります。

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただきます。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：投資顧問契約の解除時までに行われた助言に対する報酬の額(社会通念上妥当であると認められる分。)をいただきます。

④契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

⑤契約解除日までのお取引により発生した損益は全てお客さまに帰属します。また、未決済建玉がある場合は、投資顧問契約の解除により、当社が提供する店頭デリバティブ取引「俺のMT4」の取引口座も解約されることに伴い、当該口座の解約までに反対売買により建玉を解消していただきます。その際に発生した損益も全てお客さまに帰属します。

(2)クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、当社が指定する様式および方法に従う場合に限り、いつでも契約を解除できます。契約解除の場合における報酬や費用の支払は上記(1)③と同様となります。契約を解除する場合で、お客さまに未決済建玉がある場合は、投資顧問契約解除までに反対売買により建玉を解消していただきます。その際に発生した損益も全てお客さまに帰属します。

(3)投資顧問契約の解除について

当社の投資顧問契約を解除した場合は、当社が提供する店頭デリバティブ取引「俺のMT4」の取引口座も同時に解約となるものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、投資顧問契約の解約手続きは完了したものの、その効力は当該事由が解消されるまでの間、存続するものとします。

①未決済建玉が残存する場合

②お客さまのグループ設定の変更により、助言を受けない取引(報酬の支払義務のない取引)への移行手続きが完了していない場合

※店頭デリバティブ取引およびEA販売は、クーリング・オフの対象ではありません。

1. 提供する助言の内容および方法

当社は店頭デリバティブ取引「俺のMT4」において、当社がお客さまに提供する売買シグナルを発するストラテジーによる自動売買取引サービスおよびその付帯サービスを介し、売買が行われることにより、助言を行います。

2. 租税の概要

お客さまが店頭デリバティブ取引を行う際、売買による利益は、個人は雑所得として申告分離課税の対象となり、法人は益金として通常の法人税率により課税されます。反対売買等により、毎年1月～12月までの間に確定した損益を通算して、利益となった場合には、必要経費を控除した額が課税対象になります。

3. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- (1) お客さまからの書面もしくは電磁的記録による契約の解除の申出があったとき
- (2) 当社が提供する店頭デリバティブ取引「俺のMT4」の取引口座を解約したとき
- (3) 当社が投資助言業を廃業したとき
- (4) その他、投資顧問契約の規定に基づいて、同契約が解約されたとき

会社の概要

会社名	FOREX EXCHANGE 株式会社
1. 資本金	229,054,529 円 (2024年12月27日現在)
2. 役員の氏名	代表取締役 中澤泰博／取締役 堀川靖／取締役 綾谷義基／取締役 佐藤光太郎／社外監査役 六川浩明
3. 主要株主	東京トークン株式会社
4. 分析者・投資判断者、助言者	北野哲平
5. 連絡方法・ 苦情の申出先	0120-555-729 mymt4@forex-exchange.com
6. 協会加入情報	一般社団法人資産運用業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

7. 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は「苦情・紛争処理規程」を定め、お客さま等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客さまのご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記5の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客さまからの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人資産運用業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客さまからの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
電話 0120-64-5005(フリーダイヤル)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客さまからの苦情の申立

- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客さまと会員業者との話し合いと解決

8. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人資産運用業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客さまからのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客さまからのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客さま、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

9. 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、第一種・第二種金融商品取引業を行っております。

以上